

## 議第53号

三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

三島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 人事交流等により民間の賃金水準及び物価が特に高い市外の地域に在勤する職員（当該地域に在勤するのに伴い公務上の必要により住居を移転しなければならないものに限る。）の地域手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該地域における民間の賃金水準及び物価等に関する事情を考慮して市長が別に定めることができる。

### 附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

平成23年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士